

葛飾区中小企業勤労者福利共済会給付規程

(目的)

第1条 この規程は、葛飾区中小企業勤労者福利共済会（以下「共済会」という。）規約第4条第1項の共済給付事業を行うにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(結婚祝金)

第2条 会員が結婚したときは、結婚祝金を支給する。

2 結婚とは、民法（明治31年法律第9号）で定める婚姻をいう。

(金婚祝金)

第3条 会員が結婚して満50年を迎えたときは、金婚祝金を支給する。

(銀婚祝金)

第4条 会員が結婚して満25年を迎えたときは、銀婚祝金を支給する。

(出産祝金)

第5条 会員又は会員の配偶者が出産したときは、出産祝金を支給する。

2 出産には、死産・流産及び出産後7日以内に死亡した子は含まれないものとする。

3 多児出産の場合は、1児につき1件として支給する。

(就学祝金)

第6条 会員の子が小学校又は中学校に就学したときは、就学祝金を支給する。

(二十歳の祝金)

第7条 会員又は会員の子が満20歳に達したときは、二十歳の祝金を支給する。

(古希祝金)

第8条 会員が満70歳に達したときは、古希祝金を支給する。

(死亡弔慰金)

第9条 会員又は会員の配偶者、親（実父母）及び子が死亡したときは、死亡弔慰金を支給する。

2 会員の子には、死産した子（妊娠28週以上の胎児の場合に限る。）を含むものとする。

3 会員が死亡したときに給付される死亡弔慰金の請求人は、次の順位による。

(1) 配偶者

(2) 子

(3) 父母

(4) 孫

(5) 祖父母

(6) 兄弟姉妹

4 前項の死亡弔慰金を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、そのうちの1人がした請求は全員がしたものとみなし、その1人に対して支給する。

(障害見舞金)

第 10 条 会員が身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に定める身体障害状態となったときは、その等級に応じて障害見舞金（この条において、以下「見舞金」という。）を支給する。

- 2 会員の身体状態は、身体障害者手帳の等級をもって認定し、年齢は、障害認定年月日を基準とする。
- 3 見舞金の支給は 1 回限りとする。
- 4 障害見舞金を支給された後、同一障害の等級が上がり、新等級に対する障害見舞金が、既に支給されている額との間に差額が生じた場合は、その差額を支給する。

（入院見舞金）

第 11 条 会員が継続して入院したときは、退院後本人に入院見舞金を支給する。ただし、入院見舞金が既に支給された場合において、退院後 6 か月を経過しないで再入院したときは、この限りではない。また、入院中に死亡したときは、支給しない。

- 2 同一傷病による転院などのために一時退院し再度入院した場合、入院が継続しているものとみなす。
この場合において、転院前と転院後の入院期間が連続していなければ入院期間を合算できない。

（介護見舞金）

第 12 条 会員の同居の家族（満 65 歳以上の者に限る。）が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 11 年厚生省令第 58 号）第 1 条第 1 項第 5 号に規定する要介護 5 の判定を受けたとき（当該判定を初めて受けたときに限る。）は、介護見舞金を支給する。

ただし、同居する家族に 2 人以上の会員がいる場合は、そのうちの 1 人に対するのみ支給する。

（住宅火災見舞金）

第 13 条 会員が居住する家屋及び家財が、火災により焼失又は損壊を受けたときは、その程度に応じて住宅火災見舞金を支給する。ただし、生計を一にする同一家族に 2 人以上の会員がいるときは、そのうちの 1 人に対して住宅火災見舞金を支給する。

- 2 前項の会員の居住する家屋又は家財とは、その所有権の有無にかかわらず、会員が現に生活の本拠としている建物（店舗・事務所・作業所は含まない。）及びこれに付随する家財をいう。

（給付金額）

第 14 条 第 2 条から第 13 条までの規定により支給する給付額は、別表 1 に定めるところによる。

（給付金の支給）

第 15 条 この規程に基づく給付金の支給は、規約第 8 条により会員としての資格が発生した日から 3 か月を経過した日以降のものとする。

（給付金の支給制限）

第 16 条 第 9 条から第 13 条で定める給付事由が、会員（同居の親族もしくは給付請求人を含む。）の故意又は重大な過失もしくは犯罪行為によるときは、給付金は支給しない。

- 2 前項の給付事由に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用される場合は、給付金の支給対象から除外する。
- 3 会員に納付金の未納があるときは、給付金の支給等を停止することができる。

（給付金の請求）

第 17 条 給付を受けようとする者は、給付請求書に別表 2 で定める事由の発生を証明する書類を添付又は提示して請求しなければならない。

- 2 前項の給付の請求期限は、給付事由の発生した日から 6 か月とする。ただし、請求の遅延がやむを得ない理由によるものと理事長が認めた場合は、この限りではない。

（給付の決定）

第 18 条 理事長は、給付金請求書を審査し、給付を決定したときは、速やかに給付金を支払うものとする。

- 2 理事長は、給付金請求書を審査し、給付しないことを決定したときは、速やかに当該請求者に通知するものとする。

（給付金の返還）

第 19 条 偽りその他不正な行為により給付金の給付を受けた者がある場合、理事長は、その者から当該給付金及び給付に要した費用を返還させることができる。

（異議の申立て）

第 20 条 請求者は、給付金の決定に関して不服のあるときは、給付否決の通知を受けた日から起算して、60 日以内に理事長に対して異議申立てをすることができる。

- 2 異議申立てのあった事項については、理事会で協議のうえ決定し、理事長が請求者あてに通知する。

付 則	この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
付 則	この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行し、施行した日以降に発生した事由に起因する給付金の支給等について適用する。
付 則	この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、施行した日以降に発生した事由に起因する給付金の支給等について適用する。
付 則	この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、施行した日以降に発生した事由に起因する給付金の支給等について適用する。
付 則	この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、施行した日以降に発生した事由に起因する給付金の支給等について適用する。

別表第1（第14条関係「第2条～第13条」）

給付の種類	給付事由	給付金額	
結婚祝金	会員が結婚したとき	20,000円	
金婚祝金	会員が結婚して満50年を迎えたとき	35,000円	
銀婚祝金	会員が結婚して満25年を迎えたとき	20,000円	
出産祝金	会員又は配偶者が出産したとき	20,000円	
就学祝金	会員の子が小学校又は中学校に入学したとき	10,000円	
二十歳の祝金	会員が満20歳に達したとき	10,000円	
	会員の子が満20歳に達したとき	5,000円	
古希祝金	会員が満70歳に達したとき	10,000円	
死亡弔慰金	加入期間が30年以上	100,000円	
	加入期間が20年以上30年未満	70,000円	
	加入期間が10年以上20年未満	50,000円	
	加入期間が5年以上10年未満	30,000円	
	加入期間が1年以上5年未満	20,000円	
	会員の配偶者が死亡した時	加入期間が1年以上	50,000円
	会員の親（実父母）が死亡した時	加入期間が1年以上	25,000円
会員の子が死亡した時	加入期間が1年以上	25,000円	
障害見舞金	1級	100,000円	
	2級	85,000円	
	3級	70,000円	
	4級	40,000円	
	5級	30,000円	
	6級	20,000円	
入院見舞金	会員の入院期間が14日以上30日未満であるとき	10,000円	
	会員の入院期間が30日以上60日未満であるとき	20,000円	
	会員が60日以上入院した時	30,000円	
住宅火災見舞金	全焼又は全壊（70%以上の損害）	100,000円	
	半焼又は半壊（20%以上70%未満の損害）	90,000円	
	一部焼又は一部壊（20%未満の損害）	50,000円	
介護見舞金	会員の同居の家族（満65歳以上の者に限る。）が認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第1項第5号に規定する要介護5の判定を受けたとき（判定を初めて受けたときに限る）	20,000円	

別表2 (第17条「第2条～第13条」)

給付項目	証明書類	備考
結婚祝金	次のいずれか一つ ・戸籍謄本 ・婚姻届受理証明書	婚姻の事実が証明できるもの
金婚祝金	・戸籍謄本	婚姻関係が50年間継続していることが証明できるもの
銀婚祝金	・戸籍謄本	婚姻関係が25年間継続していることが証明できるもの
出産祝金	次のいずれか一つ ・戸籍謄本 ・出生届受理証明書 ・母子手帳の出生届出済証明	出産の事実が証明できるもの
就学祝金	次のいずれか一つ ・就学通知書の写 ・在学証明書 ・入学通知書の写 ・生徒手帳の写	就学の事実が証明できるもの
二十歳の祝金	住民票又は保険証	二十歳の事実が証明できるもの
古希祝金	住民票又は保険証	年齢が証明できるもの
死亡弔慰金	次のいずれか一つ ・戸籍謄本 ・死亡(死産)届受理証明書 *会員の死亡弔慰金を請求する場合は 請求人の印鑑証明	死亡の事実と会員との続柄が証明できるもの
障害見舞金	・身体障害者手帳の写	障害の程度が証明できるもの
入院見舞金	次のいずれか一つ ・医師の診断書 ・医療機関の領収書	入院の期間が証明できるもの
住宅火災見舞金	・り災証明書	住宅の損害の程度が証明できるもの
介護見舞金	続柄の確認ができる住民票及び 介護保険証	同居の家族であることが証明できるもの 介護度が証明できるもの